

嬉野市立嬉野小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な方向性

いじめは、人権の侵害であり決して許されるものではない。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの子にでも、どの学校でも、起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応する必要がある。すべての児童が、安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍することができる、いじめのない学校を確立するために、この「嬉野小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- 全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、児童、教職員共に互いを認め、支え合う温かな人間関係を築き、思いやりの心を感じ取れる学校を創造する。そして、いじめの未然防止に向け、児童が安心して活動に取り組み、自己存在感や充実感を感じ取れる授業づくり・集団づくりに取り組む。
- いじめを絶対に許さないという信念を教職員全員が持ち、早期発見、早期解決、再発防止に向けて、適切な指導と対策を迅速に行う。
- いじめの早期発見、早期解決、再発防止について、保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 「いじめ」に対する基本的な考え方（いじめ防止対策推進法 総則第2条参照）

「いじめ」とは、「本校児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。あつてはならない、許されないことであるが、「いじめ」を全ての児童に起きる可能性があるものとしてとらえ、いじめられた子どもの立場に立って考えていくことを基本とする。

- いじめの態様としては、(ア)冷やかしやからかい、悪口や言葉での脅し文句、嫌なことを言われる。(イ)仲間はずれ、集団による無視をされる。(ウ)軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。(エ)ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。(オ)金品をたかられる。(カ)金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。(キ)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。(ク)パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。等が考えられる。
- 被害者が、いじめ自体を否定したり、加害者に同調するような態度をとることがあることを踏まえ、安易に因果関係を結論づけたりせず、丁寧な事実関係の把握が何より大切である。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 道徳教育・人権教育と特別活動による集団作りの充実

- 児童一人ひとりがお互いを認め合い、学級の一員としての存在感を自覚できる学級集団づくりを行う。また、学級集団のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 児童一人ひとりがかけがえのない存在であることや、周囲の人に支えられて生きてい

ることに対する感謝の心をもつことを、道徳の時間を含めた教育活動全体を通じて育む。

- 多様な集団活動を通して、子どもたち同士が互いに関わり合う体験を充実させるため達段階に応じたソーシャル・トレーニング等の指導を行う。

(2) いじめ問題への自主的・自発的取組の推進

- 「いじめは決して許されないこと」「見て見ぬふりをするのもいじめにつながる」という認識を児童が持つよう、様々な集団活動の中で指導していく。
- 5月、12月の人権集会等を通して、児童が自主的・自発的にいじめ問題を考え、改善に向けた活動に取り組む。
- 嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会作成リーフレットの活用
児童・生徒用：「いじめ」ってどんなこと？
教師用：笑顔の奥の心のサインが見えますか？

4 いじめの早期発見の取組

- 児童に対して、「いじめ」を見たら、先生や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを理解させ、知らせることは決して悪いことではないということを併せて指導する。
- いじめは教職員や保護者の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いにまぎれて行われたりすることから、次の3点を心がけながら、積極的な早期発見に取り組む。

①児童のささいな変化に気づくこと。②気づいた情報を確実に共有すること。③情報に基づき、速やかに組織的に対応すること。

(1) 日常観察と情報共有によるいじめの把握

- 日頃より別記「日常観察とチェックリスト項目」により様子を把握しながら、必要な場合に記録しておく。また、気になるチェックがある場合は、他の教職員や保護者とも情報を共有・確認する。
- 日頃から児童を見守るとともに、信頼関係の構築に努め、保護者及び生徒指導主事や市の教育相談員との連携を図りながら、児童やその集団が示す変化や兆候を見逃さないように心がける。

(2) アンケートや教育相談による実態把握

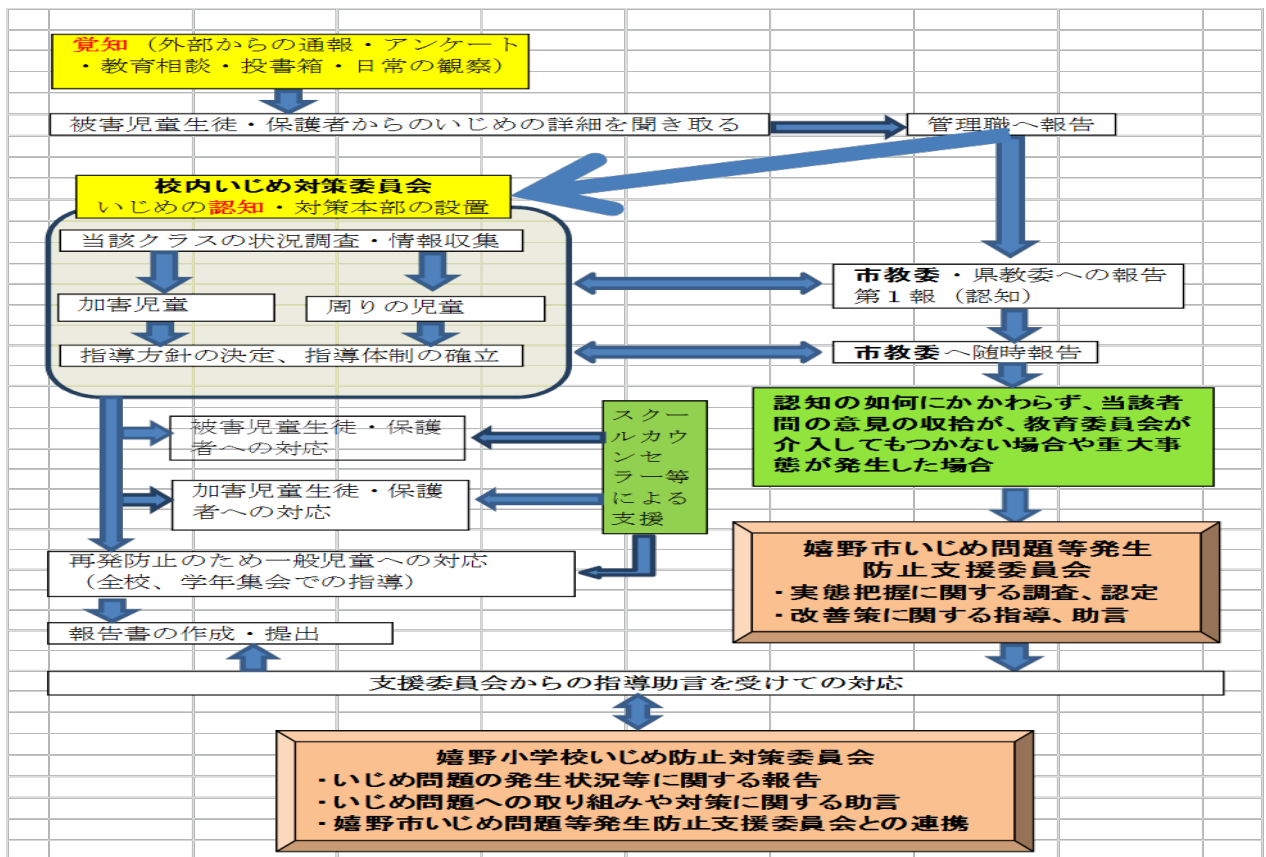
- 教育相談やいじめに特化した「心のアンケート」ボックスを常時設置し、随時相談したい児童が気軽に相談できる体制を整え、いじめの早期発見に努める。
- QUアンケート（5月）により、支援を必要とする子を把握するとともに、教育相談を実施する。
- 記名式の「心のアンケート」を全児童対象に5月・10月・12月に実施するとともに、10月には相談週間を設けていじめの兆候を把握し、対策を講じる。

(3) 児童及び保護者アンケートによる実態把握

- 佐賀県標準式による6月の無記名方式児童アンケート及び記名方式保護者アンケート調査により全校調査を実施する。把握したものについては、聞き取りを行い、対策を講じる。

5 いじめ事案への対応

- (1) いじめではないかという事案を覚知した場合には、速やかに管理職に報告する。管理職は「校内いじめ対策委員会」を招集し、該当児童や関係者から事実確認等を行い、いじめの可能性が少しでも認められる場合には、市教育委員会への第1報を行う。
また、先の委員会において、いじめであると認知した場合には、次の点について組織的な対応を行う。
- (2) 認知に至った経緯（事実確認）や被害・加害児童、傍観児童、児童全体への指導方針、再発防止策等について、教職員全体での情報を共有するとともに、被害・加害児童保護者への情報提供と共通理解を図る。事実確認、指導・措置等の内容としては、危険の重大性や切迫性に応じて次のことを同時または段階的に行う。
 - ① 事実確認（認知に至った経過、加害・被害・傍観者の言動・認識）
 - ② 保護者への連絡（加害、被害）
 - ③ 児童への指導・説諭（加害、被害、傍観者、全体）（口頭指導・反省文等の反省を促す指導）
 - ④ 保護者との連携（加害、被害児童保護者面談、指導内容についての共通理解と連携）
 - ⑤ 見守り支援（被害児童の見守りや不要な接触を軽減する等の措置）
 - ⑥ 学校内謹慎（加害児童への反省を促す強い指導と接触回避、保護者への指導及び協力依頼）
 - ⑦ 出席停止（校長から市教委への具申、市教委から保護者への出席停止の指示）
 - ⑧ 学校指定の変更（校長から市教委への具申、保護者から市教委への申請）
 - ⑨ 警察への援助要請
 - ⑩ 児童相談所への通知
- (3) 被害児童には、「被害児童を守り抜く」という教師集団の意思を示すと共に、必要に応じてスクールカウンセラーや心の相談員との連携を図り、心理的ケアに努める。
- (4) 覚知、認知、連絡、指導、保護者連携との他の措置等の状況や経過については、時系列で記録に残し保管する。



6 ネットいじめに対する対応

ゲーム機や携帯、パソコンなどを介して生じているインターネット被害等については、その実態や様々な被害の可能性について、報道や事例を通して児童に示しながら理解を深め、未然防止に取り組む。

また、警察や専門的な機関によるネット被害防止等の講演等の研修会を PTA と連携しながら計画し、保護者も含めた啓発を行っていく。

7 重大事態への対応

- 重大事態とは、①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（児童が自殺を企画した場合等）、②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（年間30日の欠席や一定期間連続して欠席しているような場合）である。
- 嬉野小いじめ対策委員会で重大事態であることを認知した場合は、市教育委員会へ報告すると同時に、市の『いじめ問題等発生防止支援委員会』を要請し、関係機関の協力を得ながら、被害及び加害児童保護者との情報共有を含め、迅速ないじめの対応に当たるとともに、再発防止に向けた取り組みはもちろんのこと、改めて児童が安心して教育を受けられるための学校再建に着手する。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合など、早期に警察に相談することが重要なものについては、教育委員会に報告すると共に警察との連携を図る。
- 学校での調査時の留意事項
 - ・ 校内いじめ対策委員会は、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直

接の人間関係または直接の利害関係のない嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

- ・ いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急がず客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮し、調査により明確になった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・ 得られたアンケートは、いじめられた児童又は保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明するなどの措置を行う。
- ・ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

8 職員研修

- 校内研究において、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を味わえるような「わかる授業づくり」に努める。全教職員が校内研修で年1回の研究授業を実践し、「わかる授業づくり」に取り組む。互いに授業を参観し、発達段階に応じた授業中の規律について改善し、よりよい指導方法を追究していく。
- 笑顔プロジェクトで「いじめに関する校内研修」を企画・実施し、本校教職員の意識の向上を図る。
- Q-Uテスト等を活用し、児童が自分の居場所を感じ、充実感を得られるような学級づくりのための研修の場を確保する。その際、実態把握を行うと共に、その情報を交換しながらよりよい学級経営についての理解を深める。
- 定期的に学級の現在の状況や気になる子の情報収集のための職員研修を実施し、年3回全職員で気になる子の実態と対応について共通理解する共に、組織として共通認識の基に対処できるようにしておく。

いじめ問題に関する資料等を提供するとともに、本校基本方針に則り、いじめ実態把握のためのアンケート調査結果等を活用した研修を実施する。

9 いじめ未然防止及び早期発見の取り組みの点検及び評価について

- ・ 評価項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">◆ 日常の児童の観察を通して、いじめにつながる事象の早期発見に努めているか◆ 児童の変化や変容、気になる子の現状等について教職員で情報交換ができていますか◆ 学校行事や節目の時期ごとに現状に合わせた学級経営の見直しが行なわれているか◆ いじめ防止、発見、事実確認等について、保護者等との連絡・連携はできているか◆ いじめだけでなく、気になる事案について、迅速かつ的確な対応ができていますか |
|--|

- ・ 評価は、下記の機会毎に上記の5つの評価項目について実施する。
- ※ 相談箱・通報等で寄せられた情報について事実確認後、教職員全体で共有する場合。
- ※ 毎月定例の生徒指導・教育相談部会において、「気になる子の情報交換」をする場合。
- ※ 学級経営やいじめ防止等の「生徒指導上に関する研修会」を開催した場合。

※ 校内研修における研究授業後に、授業研究会を開催した場合。

○ 年度末には、上記の5項目に照応した学校評価を実施し、次年度に向けた新たな取り組みの方向性を打ち出す。

10 日常観察とチェックリスト項目

なお、日頃より下記の点検項目による様子を把握しながら、必要な場合に記録しておく。また、気になるチェックがある場合は、保護者とも情報を共有・確認する。

1. 登校時から始業時までの観察のポイント

- 他の児童より早く登校したり、遅く登校したりする。
- いつも一人で登下校するか、友達と登校しているが表情が暗い。
- 自分から挨拶しようと思わず、友達からの挨拶や言葉かけもない。
- 元気がなく、顔色がすぐれない日が続いている。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。

2. 授業・学級活動等の時間の観察ポイント

- 授業が始まってから、一人遅れて教室に入る。
- 体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。
- 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- うつむきかげんで発言しなくなる。
- 指名されると、他の児童がニヤニヤする。
- 教職員が誉めると、周りの子があざけ笑いをしたり、しらけたりする。
- 何人かの視線が集中する、目配せする等のやりとりがある。
- 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。
- 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。
- 配布したプリントなどが渡っていない。
- グループ活動の際、一人だけ外れている。
- ふざけた雰囲気の中で、係りや委員等に選ばれる。
- 特定の児童の持ち物に触れることを嫌がる児童がいる。
- 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。
- 作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。

3. 休み時間の観察ポイント

- 仲のよかったグループから外れ、教室や図書室で一人ぼつんとしている。
- 一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。
- 用がないのに保健室や図書室で過ごすことが多い。
- 教職員にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
- 保健室へ行く回数が多くなり、教室へ戻りたがらない。
- 友達と過ごしているが表情が暗く、おどおどした様子でついていく。
- 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。
- 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。
- 周りの友達に異常なほど気遣いしている。

- そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。

4. 下校時の観察のポイント

- 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- いつも友達の荷物を持たされている。
- 靴や傘等が隠されたり、なくなったりする。

5. その他

- 昼食（給食）時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。
- 給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。
- 清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。
- 清掃時間、他の児童から一人離れて掃除や後片付けをしている。
- 集団活動や学校行事に参加することを渋る。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。
- 日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。
- 社会体育をよく休むようになっていたり、急にやめたいと言い出したりする情報を得る。

参考：「教育現場における安全管理の手引き」 ver2.4 ～佐賀県教育委員会～

(平成 31 年 4 月 1 日・改正)